

3-3. 整備・運用方式の検討

民設民営、公設民営、公設公営等の整備・運用方式を検討します。

関係者間の役割分担、整備・運用コストの負担割合、料金徴収の有無・料金設定等の方針を検討します。

ポイント

- 民間事業者の意向、地方公共団体として可能な財政措置や利用可能な国の支援策等を総合的に勘案して整備・運用方式を検討します。
- 公設民営方式の場合、IRU契約¹⁵⁾と呼ばれる方法で民間事業者が自治体より施設を借り受け運営を行う場合が想定されます。この場合、IRUの相手となる電気通信事業者とは、調査段階から調整を行う必要があります。
- 共同利用、共同施工を行う場合は、費用の按分方法について検討を行います。

<情報通信施設の整備運用方式の類型>

表 3-7 情報通信施設の運用体制のモデル

サービス提供モデル	イメージ	概要	
公設公営型		地方公共団体が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。	
公設民営型	卸電気通信 役務		電気通信事業者の登録又は届出を行った地方公共団体が、他の民間電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
	IRU		地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU契約)を行うことにより、光ファイバ等を心線単位で貸与するもの。
民設民営型		民間電気通信事業者が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。場合によっては、地方公共団体による一部補助を行う場合もある。	
民設民営型 (高度化)		地方公共団体が整備した光ファイバ等を民間電気通信事業者に譲渡し、譲り受けた民間電気通信事業者が設備の高度化を行うもの。その後の保守等維持管理は民間電気通信事業者が行う。また、場合によっては、地方公共団体による一部補助を行う場合もある。	
第三セクター法人型		地方公共団体及び民間事業者による出資を受けた第三セクター法人が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。	

出典：総務省「無線システム普及支援事業費補助金 高度無線環境整備推進事業実施マニュアル 第2.6版(令和4年1月)」

<費用按分の考え方>

費用の按分の考え方については、対象施設・設備で区切る、費用を折半する等の方法が想定されます。光ファイバの按分の考え方については、総務省「無線システム普及支援事業費等補助金 高度無線環境整備推進事業実施マニュアル」に記載されています

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

¹⁵⁾ IRU契約：当事者が一方的に破棄し得ない使用権(Indefeasible Right of User)を設定する契約のこと。事業者の同意なしには契約が破棄できない、使用契約期間が10年以上であるなど借り手が設備を支配・管理していると認められる必要がある。詳しくは、「地方公共団体が保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000015807.pdf)参照

3-4. 整備計画の策定

整備する施設の仕様を決定し、整備に必要な概算費用を算定します。

施設整備に必要な費用を賄うための予算を確保します。

これまで調査、検討した内容を計画書としてとりまとめます。

ポイント

- 予算確保にあたり補助事業を活用する場合には、支援対象範囲や採択要件、事業の申請手続、スケジュールなどを所管省庁や必要に応じて都道府県、市町村に確認、相談しておくことが重要です。
- 補助事業を活用する場合、費用の算定は、所定の基準に従い行う必要があります。

<情報通信環境の整備が可能な主な補助事業(令和3年3月時点)>

事業名	所管官庁	事業実施主体	補助率 (国費)	備考
① 農業農村インフラの省力化・高度化等のための光ファイバ、無線基地局や通信端末の整備を行いたい。				
農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策)	農林水産省	都道府県、市町村、土地改良区、JA、農業法人、地域協議会 等	1/2 等	
② 条件不利地の光ファイバを整備したい。				
高度無線環境整備推進事業	総務省	地方公共団体、電気通信事業者	1/2 等	
③ 農業水利施設の遠隔監視や遠隔操作を行いたい。				
水利施設整備事業	農林水産省	都道府県、市町村等	1/2 等	④も可
畑地帯総合整備事業	農林水産省	都道府県、市町村等	1/2 等	④も可
④ 遠隔操作可能な自動給水栓を導入したい。				
農業競争力強化整備事業(農地整備事業・農業基盤整備促進事業)	農林水産省	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等	1/2 等	
農地中間管理機構農地整備事業	農林水産省	都道府県	1/2 等	
⑤ ため池の監視・管理体制の強化をしたい。				
農村地域防災減災事業	農林水産省	都道府県、市町村等	1/2 等	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	農林水産省	都道府県、市町村等	1/2 等	③、④も可
⑥ 農機の自動操舵のための RTK-GNSS 基地局を導入したい。				
農地耕作条件改善事業	農林水産省	都道府県、市町村、土地改良区、JA、農業法人等	1/2 等	④も可
⑦ ICT を活用した鳥獣被害対策を行いたい。				
鳥獣被害防止総合対策交付金	農林水産省	地方公共団体、地域協議会等	1/2 等	
⑧ スマート農業に必要な自動運転トラクタやドローンを導入したい。				
強い農業づくり総合支援交付金	農林水産省	実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体 等	1/2 以内	
産地生産基盤パワーアップ事業	農林水産省	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)」に参加する農業者、農業者団体 等	1/2 以内	
農地利用効率化等支援交付金	農林水産省	人・農地プランに位置付けられた経営体 等	3/10 以内等	

※事業の詳細は巻末資料を参照。

<事業費算定にあたっての留意点>

補助事業による整備を行う場合、整備費(補助対象経費)の算定に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1)整備しようとする施設・設備が事業目的の達成に合致しているか。

- ・ 過剰なもの、不必要なもの等を整備していないか確認すること。
- ・ 個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要なでない施設・設備は補助の対象とはならない(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確等)。

(2)整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。

- ・ ICT関連機器は耐用年数が5-7年であるとともに技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、整備した設備が十分な効果を発揮できなくなることはないよう、機器更新方法、財源の確保なども含め、規格選定段階より十分な検討を行うこと。

(3)重複投資になっていないか。

- ・ 遊休している施設・設備があるにもかかわらず、同様の物を整備してしまう等結果として重複投資とならないように注意すること。
- ・ 事業主体内での既存設備との重複だけでなく、都道府県、市町村、民間電気通信事業者又は第三セクター法人等の所有する設備との重複に関しても、調査結果を基に十分に留意して検討・調整を行うこと。

(4)既存のインフラを有効活用できているか。

- ・ 既存のネットワークを活用する等、積極的に既存インフラを活用すること。なお、交付金又は補助金を利用して整備した光ファイバ等を利用する場合、財産処分の要否等に留意し、必要に応じて補助事業を所管する省庁、自治体に確認すること。
- ・ 既存の回線等をできる限り活用できるように調整を行うこと。

(5)用地取得費・道路整備費や附帯工事費は、補助事業の実施に必要な最低限の費用であるかどうか。

- ・ 補助金で整備しようとしている施設・設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。

(6)補助対象経費でないものが含まれていないか。

- ・ 補助対象経費に該当するか明確に判断出来ないものについては、事業主体は補助事業を所管する省庁、自治体に対し協議すること。

参考：総務省「高度無線環境整備推進事業実施マニュアル」

＜補助事業を活用する場合の費用算定基準等＞

関係省庁	基準名	備考
国土交通省	土木工事標準積算基準	
〃	土木工事標準積算基準書(電気通信編)	
〃	電気通信関係技術者等単価	
〃	公共建築工事共通費積算基準	
農林水産省	土地改良工事積算基準(土木工事)	
〃	土地改良工事積算基準(施設機械)	
国土交通省、農林水産省	公共工事設計労務単価	
〃	設計業務委託等技術者単価	
(一財)建設物価調査会	建設物価	
〃	土木コスト資料	
(一財)経済調査会	積算資料	
〃	土木施工単価	

<計画書の作成>

これまでの調査・検討内容を計画書としてとりまとめます。記載内容の例は以下のとおりです。

<p style="text-align: center;">〇〇地区情報通信環境整備計画</p> <p style="text-align: center;">年 月</p> <p style="text-align: center;">〇〇県〇〇市／〇〇町／〇〇村／〇〇土地改良区 等</p>
--

<情報通信環境整備計画 目次>

1. 情報通信環境現況調査
 - (1) 計画区域の情報通信環境の現状と課題
 - (2) 計画区域における情報通信環境の導入ニーズの把握
2. 施設整備計画の内容
 - (1) 情報通信環境整備体制の検討
 - (2) 通信方式の検討及び通信ネットワークの設計
 - (3) 試行調査の取組結果
 - (4) 施設の仕様及び配置計画の検討
 - (5) 整備、運用方式の検討
 - (6) 概算事業費算定
 - (7) 関係機関等との協議事項
 - (8) その他事項
 - (9) 事業実施計画図

3-5. 関係機関・他事業者との協議

情報通信施設の整備、運用に向け、関係法令に基づく必要な手続等を行います。

表 3-8 整備に当たって必要な主な手続き一覧

段階	手続名	区分	協議先	根拠法令等
工事	道路占用許可	申請	道路管理者	道路法第 32 条、36 条
	道路使用(工事)許可	申請	道路管理者	道路法第 24 条
	河川占用許可	申請	河川管理者	河川法第 24 条
	河川使用許可	申請	河川管理者	河川法第 26 条
	河川の掘削許可	申請	河川管理者	河川法第 27 条
	法定外公共物、公共用地 占用(使用)許可	申請	地方公共団体	地方公共団体の定める条 例等
	鉄道用地占用(使用)許可	申請	鉄道会社	鉄道会社の定める規則等
	民有地の買収(使用)承諾	承諾	地権者	民法第 265 条、555 条、 601 条等
	電柱共架・添架手続	申請	電柱管理者	電柱管理者の定める規則 等
運用	電気通信事業登録又は届出	登録 又は 届出	各総合通信局	電気通信事業法第 9 条、 16 条、165 条
	有線電気通信設備の届出	届出	各総合通信局	有線電気通信法第 3 条
	河川・道路管理光ファイバの民間事業者等による利 用申込	申請	北海道開発局 各地方整備局 沖縄総合事務局	施設管理者の定める規則 等
	他電気通信事業者 ¹⁶⁾ との相互接続に関する申請	申請	各電気通信事業者	各電気通信事業者の定め る規則等
	無線局の免許	申請	各総合通信局	電波法第 4 条
	無線局の登録	登録	各総合通信局	電波法第 27 条

¹⁶⁾ NTT東日本、NTT西日本、地方公共団体、公営企業体、ケーブルテレビ会社、第三セクター等